

## «協議の柱①いじめの深刻化防止について»

## &lt;協議&gt;

認知したいじめの早期解決と深刻化の防止を図るために、専門家等の意見をふまえた適切な支援や、学校と教育委員会との連携による組織的かつ迅速な対応が必要である。いじめの深刻化を防ぐために、留意すべき点や方策を伺いたい。

## 〈いじめの深刻化につながり得る要素・特徴（子ども家庭庁・文部科学省「いじめの重大化を防ぐ留意事項集」より）〉

- 教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ
- 進級・進学、転校等の環境の変化
- 交際関係の開始・解消、性的ないじめ
- インターネット・SNSにおけるいじめ
- 閉鎖的な集団におけるいじめ

## «協議の柱②いじめに関する児童生徒への支援・指導について»

## &lt;協議&gt;

いじめの中には「双方向のいじめ」や「無自覚のいじめ」などがあり、子どもたちが他者との関わりの中で、相手の立場に立った行動ができるようになるなど、子ども自身で良好な人間関係を構築できる力を育む必要がある。多様な背景をもつ児童生徒に対するいじめの指導や支援について留意すべき点や方策を伺いたい。

## 〈学校がいじめに関する児童生徒への対応で難しく感じている例〉

## 【被害児童生徒の支援】

- 被害児童生徒のソーシャルスキルに課題がある場合の指導
- 特別な支援が必要な児童生徒に対する被害状況の確認

## 【加害児童生徒の支援】

- いじめた認識がない児童生徒への説明や説諭
- 被害児童生徒の思いを汲み取ることが難しい児童生徒の指導

## 【傍観者など当事者以外の児童生徒の指導】

- 自分には関係ないと、他に対して無関心な児童生徒への指導
- いじめとして認識し、問題を解決しようとする行動力の育成方法